

## 登別市知的障害者相談員設置要綱

### (設置)

第1条 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2の規定に基づき、知的障害者の更生援護に関し、本人又はその保護者等からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、関係機関の業務の円滑なる遂行及び国民の知的障害者援護思想の普及に資する業務を行い、もって知的障害者の福祉の増進を図ることを目的として、知的障害者相談員(以下「相談員」という。)を置く。

### (委嘱)

第2条 市長は、人格識見が高く、社会的信望があり、知的障害者の福祉の増進に熱意を有し、奉仕的活動ができ、かつ、地域の実情に精通している者であって、原則として知的障害者の保護者である者のうちから相当と認められる者を相談員として委嘱するものとする。

2 市長は、前項の規定により委嘱をする場合は、委嘱状及び証票(別記様式第1号)を交付する。

### (業務委託)

第3条 相談員には、次に掲げる業務を委託する。

- (1) 知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 知的障害者の施設入所、就学、就職等に関し、関係機関に連絡すること。
- (3) 知的障害者に対する援護思想の普及に努めること。
- (4) その他前3号に附帯する業務を行うこと。

### (関係機関との連携)

第4条 相談員は、その業務を行うに当たって、登別市、登別市福祉事務所、民生委員等の関係機関との緊密な連携を保たなければならない。

### (委嘱期間)

第5条 相談員の委嘱期間は、2年とする。ただし、補欠の相談員に対する委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

### (業務委託の解除)

第6条 市長は、相談員が次のいずれかに該当する場合は、当該相談員に対する業務委託を解除することができる。

- (1) 業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (2) 業務を怠り、又は業務上の義務に違反した場合
- (3) 相談員にふさわしくない非行のあった場合

### (報償費等)

第7条 市長は、相談員に報償費等を支給するものとする。

### (守秘義務等)

第8条 相談員は、その業務を行うに当たって、知的障害者の人格を尊重し、その身上及び家族に関する秘密を守らなければならない。

2 相談員は、その業務を行うに当たって、第2条第2項の証票を携行しなければならない。

3 市長は、相談員に年1回以上の研修を受けさせるものとする。

4 相談員は、その業務を行うために必要なケース記録その他の台帳等を整備しなければならない。

5 相談員は、その活動状況を知的障害者相談員活動報告書(別記様式第2号)によ

り、翌年度4月末日までに市長に提出しなければならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

証票

第	号
証	
住所 氏名	( 年 月 日生)
上記の者は知的障害者相談員であることを証明します。	
年 月 日	
登別市長 印	
委嘱期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

縦9センチメートル×横6センチメートル

## 知的障害者相談員活動報告書

相談員氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_  
年分報告

相談・指導内容	件数	備考	活動日数		
養 育			相談、指導、調査のための訪問	件数	
				日数	
生 活			福祉事務所、児童相談所等への連絡	件数	
				日数	
施 設 入 所			諸会合、行事への参加	件数	
				日数	
就 学			その他広報活動等		
就 職					
家 族 関 係					
そ の 他					
計					

- (注) 1 1日のうち、同じ人に対して2欄以上の問題を取り扱った場合は、それぞれの欄に記入すること。  
 2 同じ月のうち、同じ人に対して数回にわたって相談等を行った場合は、その回数全部を記入すること。